

○寄附金の税制上の優遇措置について

当協会に対する寄附金につきましては所得税法第七十八条第二項第三号及び法人税法第三十七条第四項に規定する「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当し税法上の寄附控除対象となります。

【寄附者が個人の場合】確定申告の際、年間所得額の四〇％を限度として、寄附金の合計から二千円を差し引いた金額が該当する年の所得額から控除されます。

【寄附者が法人の場合】一定の条件のもとご寄附いただいた寄附金の金額が損金に算入されます。

○寄付金控除のお手続

ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に、当協会発行の「領収書」(振込の場合は、寄付金受領証明書 ※後日郵送いたします。)を添えて、所轄の税務署に確定申告をしてください。

尚、金融機関発行の領収書では確定申告時に税法上の特典を受けられることはできませんので、必ず当協会が発行する領収書(寄付金受領証明書)をご利用ください。

お問合せ先

公益社団法人小松市スポーツ協会事務局

〇七六一・二三・五九六一